

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年3月7日

2. 招集場所 甲斐市役所本館4階委員会室A・B

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 五味武彦君 | 副委員長 | 金丸幸司君 |
| | 清水正二君 | | 米山昇君 |
| | 山本英俊君 | | 池神哲子君 |
| | 樋泉明広君 | | |

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

| | | | |
|----|--------|--|--------|
| 議長 | 小浦宗光君 | | 横山洋介君 |
| | 滝川美幸君 | | 金丸寛君 |
| | 斉藤芳夫君 | | 山本今朝雄君 |
| | 有泉庸一郎君 | | 内藤久歳君 |
| | 藤原正夫君 | | 保坂芳子君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|--------|-----------|-------|
| 市民部長 | 保延克教君 | 福祉部長 | 長田隆君 |
| 子育て健康部 | 小宮山正美君 | 人事課長 | 三澤宏君 |
| 保険課長 | 加藤文雄君 | 環境課長 | 小田切聡君 |
| 福祉課長 | 樋口充君 | 長寿推進課長 | 飯沼秀司君 |
| 子育て支援課 | 島田伸君 | 給与係長 | 小池清美君 |
| 国民健康保険給付係長 | 新奥知恵君 | 国民健康保険税係長 | 樋口一君 |
| 高齢者医療・年金係長 | 赤松圭君 | 福祉総務係長 | 鷹野美穂君 |

| | | | |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 障がい者自立 支援係長 | 田 中 貴 則 君 | 障がい者生活 支援係長 | 酒 井 厚 志 君 |
| 保護支援係長 | 大 柴 宏 之 君 | 介護保険係長 | 山 田 郁 子 君 |
| 介護予防推進 係長 | 藤 原 布 美 君 | 児 童 係 長 | 藤 田 陽 子 君 |
| 保 育 係 長 | 塚 田 英 仁 君 | | |

職務のために出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 岩 下 和 也 | 書 記 | 山 岡 広 司 |
| 書 記 | 小 澤 裕 一 | | |

審査内容

1 条例審査

議案第 7 号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件

議案第 2 4 号 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例の制定の件

2 補正予算審査

議案第 1 0 号 平成 2 8 年度甲斐市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 2 0 号 平成 2 8 年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 1 号 平成 2 8 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 1 2 号 平成 2 8 年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 号 平成 2 8 年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 4 号 平成 2 8 年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第 3 号）

3 請願審査

議案第 2 9 - 1 号 乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるため
の法的整備を求める請願書

4 その他

開会 午前 8時57分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集大変お疲れさまです。

これより厚生環境常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、3月2日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） おはようございます。

声も通るようになりました。元気になりつつあるということです。2回ほど委員会を欠席させていただきました。何とか健康回復に努めているという段階でございます。きょうも午前中はもつかなと、最悪の場合はピンチヒッターの金丸副委員長がいますので引き継ぎたいと思いますが、何とか頑張れるかなというふうに思います。きょう半日、よろしく願いしたいと思います。

きょうは請願審査までありますので、スムーズな進行、活発な議論等々をお願いできればありがたいというふうに思います。きょうはよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第7号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件ほか8議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後補正予算審査の順で行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にす

るようお願い申し上げます。

また委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問回数は、1人1議案につき2回までとさせていただきます。

それでは、審査に入ります。

議案第7号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします

議案についての当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、長寿推進課から議案第7号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、ご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案17ページ、18ページとなります。初めに18ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員に関する規定の見直しが行われたことから、所要の改正を行う必要があるからであります。

この条例の改正についての新旧対照表は、甲斐市定例市議会資料15ページとなります。改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、資料15ページをお願いいたします。

第1条中の第115条の46第4項を第115条の46第5項に改めます。これは、介護保険法の改正による一部条項等の追加に伴いまして、本条例で引用している条項に項ずれが生じたため、修正を行うものであります。

次に、第2条第1項第3号中の第140条の68第1項を第140条の68第1項第1号に改めます。これは、介護保険法施行規則の改正によりまして、引用文の修正を行うものであります。また、主任介護支援専門員研修を修了した者の次に、であって当該主任介護支援専門員研修または同項第2号に指定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した者を加えます。これは、主任介護支援専門員について、5年ごとの更新研修が追加されたため、条文に加え

るものでございます。主任介護支援専門員につきましては、地域包括ケアの推進など求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれておりまして、実践を通じた能力向上を担保する必要があると言われております。このため、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術等の向上を図ることが重要であることから、5年ごとの更新研修が導入されたところでございます。

恐れ入ります。議案の17ページをお願いいたします。

附則の説明をさせていただきます。この条例は公布の日から施行いたします。

次に、経過措置について説明いたします。

18ページをお願いいたします。

先ほど、更新研修につきましては5年ごとであると申し上げましたが、平成23年度までに主任介護支援専門員の研修を修了した者は、平成31年3月31日までに1回目の更新研修を修了し、その後は5年ごとの更新研修が必要となります。また、平成24年度、平成25年度に主任介護支援専門員の研修を修了した者は、平成32年3月31日までに1回目の更新研修を修了し、その後は5年ごとの更新研修が必要となります。平成26年度以降の研修修了者につきましては、5年ごとの更新研修が必要となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） こういう形で今度主任専門支援員になったようですが、甲斐市の場合にはこれに該当するということですか。こういう制度になっても、1人はクリアしている方がいらっしゃるという解釈でよろしいですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 甲斐市の地域包括支援センターでは、条例で人員を定められておりまして、第1号被保険者の数によりまして主任介護支援専門員の数が決めております。6,000人に1人が必要となりまして、甲斐市は現在1万7,000人ほどの第1号被保険者がございますので、条例上では3名の主任介護支援専門員が必要となりますけれども、甲斐市では現在3名の非常勤職員、それから保健師でこの職の主任介護支援専門員となった者がおりますので、計4名現在職員がおります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 人数はわかったんですが、いわゆる5年ごとに受けなきゃならないというか、そういう項目がふえるわけです。それにクリアをしているのかどうなのか、基準を満たしているのかどうかということをお尋ねしているわけです。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 主任介護支援専門員ですけれども、甲斐市の職員、先ほど4名いると申し上げましたけれども、一番先に取った職員が平成21年度に取得をしておりますので、この職員は平成31年3月31日までに更新を受ければクリアとするというふうになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 用語についてお尋ねをいたします。主任介護支援専門員と介護支援専門員の違いはどのような違いになるんですか、

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 主任介護支援専門員は主任ケアマネジャーになります。それから、主任がつかないものについてはケアマネジャーになりまして、ケアマネジャーは一般的な介護サービスの計画を立てるものになりますけれども、主任ケアマネジャーにつきましては、ケアマネジャーを指導、育成をする立場でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これは、もしその研修を受けなかった場合は、資格は失効するということですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、この研修を受けるのに費用というのはかかるんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 更新研修は46時間ほどの研修時間が必要となりますけれども、これには費用が生じてまいります。

以上でございます。

〔「この費用の負担は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 細かな数字は手元にございませぬけれども、5万円程度だと承知をしております。

以上です。

〔「これは誰が負担するんだらう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） たびたび申しわけございませぬ。費用につきましては、当然地域包括支援センターの職員の資格のために所得をしていただきますので、公費のほうで負担をいたします。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより議案第7号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第7号 甲斐市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時11分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第24号 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） おはようございます。

子育て支援課より、議案第24号 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例の制定の件につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の79ページから81ページ、そして議会資料は20ページとなります。

まず、提案理由になります。

議案書の81ページをお願いします。

下から3行目になります。高校生等の医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、健全な育成を図り、切れ目のない子育て支援を行う必要がある、これが提案理由でございます。

県内の実施状況でございますが、現在高校生までの医療費助成につきましては、市川三郷町、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村の6町村が実施しております。また、29年度から南アルプス市と都留市が実施するという新聞報道があったところでございます。

次に、制定の要旨でございますが、対象者につきましては、市内に住所を有する保護者で、高校生等を扶養している者であります。また、助成する医療費は入院に係る療養費及び入院時食事療養費となります。通院は除きます。助成方法は償還払い方式となります。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いします。

第1条につきましては、この条例の目的を定めるものでございます。

第2条は定義でございまして、第1号高校生等、第2号は保護者、第3号は医療保険各法、第4号は一部負担金でございまして。

第3条につきましては、第1項に助成対象者を定めております。この条例による医療費の助成を受けることができる者は、高校生等の保護者で、市内に住所を有する者でございまして。2項には医療費の助成を受けることができない者を定めております。

80ページをお願いいたします。

第1号、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者、第2号は児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者、第3号は甲斐市重度心身障害者医療費助成条例による医療費助成金の支給を受けることができる者、第4号、甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例による医療費助成金の支給を受けることができる者、第5号、就職し、保護者の扶養から外れた者、第6号、婚姻している者でございまして。

第4条につきましては、医療費助成金であります。入院に係る療養の給付及び入院時食事療養費の支給について助成を行うことを明記し、また高額療養費等保険の付加給付がある場合は助成金から控除した額とする旨を定めております。

第5条は助成金の支給方法。

第6条は月ごとの請求、また請求の期限を定めております。

第7条は助成の決定。

第8条は医療保険各法の規定による助成金の支給制限を明記しております。

81ページをお願いします。

第9条はほかの法令による医療に関する給付との調整。

第10条は不正な行為に対する助成金の返還について定めています。

第11条は譲渡または担保の禁止。

第12条は交通事故等第三者行為による助成金の支給を行ったときの損害賠償請求権について明記しております。

第13条は療養に係る費用の算定方法。

第14条この条例のほか、規則で定めることを明記しております。

次に、附則であります。本市におきましては、29年度9月に業務系システムの更新が

ございます。システム導入事業者が変更となり、新しい医療費助成のシステム導入に合わせて、平成29年9月1日からの施行を考えております。

なお、施行までの期間は市広報紙やホームページほか、対象者に通知を送るなど徹底した周知を図ってまいります。

以上が条例でございます。

引き続き、甲斐市高校生等医療費助成金支給条例施行規則（案）について説明させていただきます。

議会資料の20ページをお願いいたします。

第1条につきましては、この規則の趣旨。

第2条は用語の定義でございます。

第3条につきましては、条例第3条第1項ただし書きの規則で定める特別な事情を定めております。

第4条につきましては、助成金の請求でございますが、償還払い方式となりますため、請求書の様式を定めさせていただいております。

以上が規則の概要説明であります。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

来年度の予算要望の中に高校生の医療費支給という項目が出ていますけれども、その一つの実現したものかなというように思います。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

たくさんありますんで時間かけますか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） こうして拡充していただけるということで、大変うれしく思っておりますが、今想定しているこの対象人数と、それから大体予算のほうに出てくると思うんですけれども、どのくらいの支援金額というのを、ことしは半年ぐらいですけれども、想定していらっしゃるのかお尋ねいたします。

○委員長（五味武彦君） 藤田児童係長。

○児童係長（藤田陽子君） 対象人数につきましては2,300人を想定しております。予算額につきましては、高校生等の金額としては1,100万円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 子供は2,300人で約1,100万円を想定されているようですが、この1,100万というのは半年ということでしょうか、通年でなくて。もう一度そのところを。

○委員長（五味武彦君） 藤田係長。

○児童係長（藤田陽子君） ご指摘のとおり年間ではなくて、予算計上をしておる半年、約5カ月の計画になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど高校生までの助成自治体についてご紹介がありましたけれども、この6カ町村の助成の中身、全額なのか一部なのか、高校生の医療費助成が。それから償還払いか窓口無料か、その辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 現在実施しております6町村におきましては、まず対象医療費につきましては入院、通院となります。また、入院時食事療養費につきましては、道志村だけ対象としております。あと、支払い助成方法になりますが、山中湖村が償還払い方式、残りの5町村が窓口無料化方式となっております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 南アルプス市がまたうちと同じように29年度から実施するわけですが、中身はどうなる、何か聞いていますか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） あくまでも新聞報道でございますが、南アルプスにつきましては入院、通院の窓口無料化と聞いております。また、都留市もありましたが、都留市につきましては入院、通院の償還払い方式と聞いております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど費用については半年で1,100万ということでありましてけれども、入院それから通院も含めてとなると、どのぐらいの大体の費用がかかるか、予定としてはどう見込んでいるか、あれば教えていただけますか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 1年間を見込んだということでもよろしいでしょうか。1年間を見込みましたところ、入院については150件の件数を見込んでおまして、通院につき

ましては、もし通院を対象とした場合については1万8,500件を見込んでおります。通院の場合の助成金額につきましては3,770万ほどを想定しております。入院が1年間になった場合の金額と合わせますと約6,400万ほど助成金額がかかってくるのではないかというような試算をしております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほどの通院の件なんですが、これは単なる通院ですか、それとも入院後の通院ですか、それも全部含めての話ですか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 通院は通常の日帰りの通院と、入院後も通院していれば、それも通院となりますので、あくまでも入院の請求ではないものについては対象外ということになります。

○委員長（五味武彦君） 山本議員。

○議員（山本今朝雄君） 確認しますけれども、入院するための一旦診察受けて、いろいろ治療がありますよね、検査。そういう検査は対象になるんでしょうか、入院のための検査。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） あくまでもレセプトとして通院として上がってくるのか、入院として上がってくるのかというような判断になりますので、基本的には入院のための通院については通院というようなことになります。

○委員長（五味武彦君） 山本議員。

○議員（山本今朝雄君） それはわかりますけれども、行った場合、担当の先生がいろいろ検査するためにレントゲン撮ったり、CT撮ったりしますよね。そういう検査はやっぱり通院ということになっちゃうんですか。入院するためのその検査は、あくまでも入院でのあれですか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） ちょっと難しいんですけども、あくまでも判断とすれば、

やっぱり審査機関がそれを通院とか入院と判断しながらやっていますけれども、基本的にはそちらの場合も通院という判断になるかと思われま。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今のことを整理したいんだけど、結局、例えば何か症状が起きたと、病院へ行ったと、医師の判断でこれは入院だよということからこのあれが適用されるわけですね。それで、当然今の状況だとある程度回復すればもう退院しなさいと、病院から出ますよね、その時点でこの支援は打ち切りという考え方でいいんですか。その辺のところは、あと当然完治するわけじゃないから、例えば1週間後に来てくださいとか、今度は通院になるわけじゃないですか、その辺の費用の負担の仕方というのはどうなるんですか、はっきり。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 退院した時点でもう入院費ではみなさなくなります。

○議員（内藤久歳君） でしょう。じゃ、そういうふうに言ってくれなくちゃ。わかりました。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第24号 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例の制定の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第24号 甲斐市高校生等医療費助成金支給条例の制定の件を終わります。

以上で条例等審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時30分

○委員長（五味武彦君） それでは条例審査が終わりました。

補正予算審査のほうに入ります。

引き続き、補正予算の審査を行います。

議案第10号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

初めに、人事課より人件費について一括して説明を求めます。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） おはようございます。それでは、人事課から今回の定例会に提案しています人件費の補正につきましてご説明させていただきます。

厚生環境常任委員会に関係します議案は第10号、一般会計の補正予算となります。

補正の理由であります。昨年、平成28年10月山梨県人事委員会において、子にかかわる経費の実情や少子高齢化対策が推進されていることに鑑みまして、子にかかわる扶養手当額について、1万円を限度額として引き上げの改定を行うことが必要であり、平成28年、昨年4月の官民格差を考慮すると、4月に訴求して引き上げの改定を行うことが適当であるとの勧告を行い、山梨県では勧告どおり12月の議会におきまして子にかかわる扶養手当額を、現在1人当たり6,500円から9,000円に引き上げる改定を実施しております。

本市におきましても、山梨県また県内他市町村と同様の対応を図るために、関係する条例改正と必要となる予算について提出させていただいたものであります。改定の対象となる職員数は125人、子供の数は227人でありまして、予算額は扶養手当656万2,000円のほか、扶養手当額の増額に伴いまして期末手当額が142万1,000円、共済費が27万2,000円の増額となりまして、合わせて総額は826万8,000円となっております。

それでは、平成28年度（3月）補正予算説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の001社会福祉関係職員費81万8,000円の増額補正につきましては、職員10人の職員手当等78万8,000円及び共済費3万円となります。

続きまして、24ページ、25ページをお願いします。

2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費の001児童福祉関係職員費33万3,000円の増額補正につきましては、職員5人の職員手当等32万2,000円及び共済費1万1,000円となります。

続きまして、26ページ、27ページをお願いします。

4目保育所費の001保育園関係職員費43万2,000円の増額補正につきましては、職員8人の職員手当等41万8,000円及び共済費1万4,000円となります。

次に、5目児童館費の001児童館関係職員費7万6,000円の増額補正につきましては、職員1人の職員手当等7万3,000円及び共済費3,000円となります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の001保健衛生関係職員費15万5,000円の増額補正につきましては、職員2人の職員手当等14万7,000円及び共済費8,000円となります。

次に、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の001環境衛生関係職員費42万7,000円の増額補正につきましては、職員7人の職員手当等41万円及び共済費1万7,000円となります。

子にかかわる扶養手当の増額に伴います厚生環境常任委員会の関係の人件費の補正につきましては、対象職員数は33人でありまして、補正額は224万1,000円となります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 質疑なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで人事課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員の入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、保険課より第3款民生費、第1項社会福祉費についての説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） おはようございます。それでは、保険課関係につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、010国民健康保険特別会計繰出金246万円の増額は、保険基盤安定繰出金保険税軽減分39万8,000円と保険基盤安定繰出金の保険者支援分206万2,000円の増額でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

中ほどの3目老人福祉費、001老人医療費助成事業4万8,000円の増額は、医療機関からの過年度分医療給付費の返還に伴い、老人医療費支給事業費補助金を県に返還するものでございます。004後期高齢者医療特別会計繰出金447万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金分繰出金138万3,000円の減額、保険基盤安定繰出金が308万9,000円の減額でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで、保険課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時41分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、福祉課より第3款民生費、第1項社会福祉費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いします。

樋口福祉課長。

○福祉課長（樋口 充君） おはようございます。福祉課から3月補正について説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

補正予算説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

最初に、1目社会福祉総務費からご説明をさせていただきます。

補正前の額8億3,995万8,000円に対しまして1億7,111万3,000円を増額補正し、補正後の額が10億1,107万1,000円になるものでございます。補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が1億7,110万3,000円、その他財源の財産収入、地域福祉基金の利息になりますが80万円の増額、一般財源が79万円の減額でございます。

補正の内容につきまして、事業別にご説明をさせていただきます。

001社会福祉関係職員費につきましては、先ほどの人事課の説明のとおりでございます。

続きまして、010国民健康保険特別会計繰出金につきましては保険課の所管となります。

続きまして、020一般管理事業80万5,000円の減額ですが、第2次甲斐市地域福祉計画策定業務の執行差金の減額補正でございます。

続きまして、026臨時福祉給付事業930万円の減額ですが、臨時福祉給付金1人3,000円及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金1人3万円の給付につきまして、給付人数の見込みによる減額補正でございます。臨時福祉給付金につきましては、1万2,000円の計上でしたが1万500人で1,500人の減、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金につきましては、500人の計上でしたが400人で100人減となっております。

続きまして、027臨時福祉給付金経済対策分の給付事業1億8,041万5,000円、財源内訳は国県支出金でございます。臨時福祉給付金につきましては、低所得者の消費税率引き上げによる影響の緩和をするため、平成26年度から支給されているところでございますが、昨年8月に閣議決定がありました。今回の臨時福祉給付金経済対策分につきましては、消費税率引き上げが2年半延期されたことを踏まえ、また経済対策の一環として社会全体の所得の底上げにおける具体的な措置として給付をするものでございます。1人当たり1万5,000円を給付するもので、算定基礎人数につきましては国からの通知により、平成27年度臨時福祉給付の実績者数の1万761人分を見込んでおります。

事業は100%の補助事業で、今回の補正予算に計上を行い、繰越明許事業として4月中旬に申請書等を送付いたしまして、4月20日から受け付けを開始する予定でおります。受付期間は10月20日までの6カ月間になり、給付金の支払いですが5月から来年1月を予定しております。内訳は非常勤職員報酬、需用費、委託料等の事務費1,900万円、給付金1億6,141万5,000円の合計1億8,041万5,000円でございます。

47ページをお願いいたします。

繰越明許費補正でございます。

中段になりますが、臨時福祉給付金経済対策分の給付事業費の全額1億8,041万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

すみません、自立支援がありました。

またもとに戻っていただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

029生活困窮者自立支援事業247万5,000円の減額ですが、離職により住宅を失う恐れのある生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金を支給します。住宅確保給付金事業で実績見込みによる減額補正でございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費をご説明させていただきます。

補正前の額が16億7,121万円に対しまして307万4,000円を増額補正し、補正後の額が16億7,428万4,000円となるものでございます。補正額の財源内訳ですが、国庫支出金が517万2,000円の増額、県支出金が317万9,000円の減額、一般財源が108万1,000円の増額でございます。

補正の内容につきましては事業別にご説明をさせていただきます。

001自立支援給付事業406万6,000円の増額ですが、財源内訳は県支出金3万5,000円で、残り403万1,000円は一般財源であります。平成27年度の障害者自立支援給付費・障害児通所給付費国庫負担金の確定に伴いまして、概算で交付を受けていた交付済額と実績額との差額分を返還するため399万6,000円の増額補正と、またやまなし子育て応援事業で、第2子以降3歳未満の障害児が障害児通所支援サービスを利用した際の利用者負担額を助成する費用7万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、002自立支援医療費事業1,161万2,000円の増額ですが、財源内訳は国庫支出金517万2,000円、県支出金258万6,000円で、残り385万4,000円は一般財源でございます。自立支援医療費の厚生医療、育成医療、療養介護医療の実績見込みによる増額でございます。

続きまして、010身体障害者医療費助成事業1,160万円の減額ですが、財源内訳は県支出金580万円、一般財源580万円の減額でございます。重度心身障害者医療費助成の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、011障害者自立支援諸費100万4,000円の減額ですが、第2次甲斐市障がい者計画策定業務の執行差金の減額補正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 23ページの029の生活困窮者自立支援事業、これ減額になっているんだけど、見込みの減額ということなんだ、実績見てみるとね。これは見込みがどれだけあって、どれだけ少なくなっただけでこういう減額をしたのか。

○委員長（五味武彦君） 大柴支援係長。

○保護支援係長（大柴宏之君） こちらのほうですけれども、予算額のほうが400万4,000円ございまして、決算のほうなんですけど152万9,000円、実質の人数が7人で23月分という形で見込みまして、不用額が出ました247万5,000円を減額した次第です。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） あと、24ページの障害者福祉費の中で、国庫支出金と県支出金があるんだけど、国のほうは増額になって県が減額、それから一般財源のほうも増額になっている。これの県のほうは何で減額になっちゃったのかな。

○委員長（五味武彦君） 樋口課長。

○福祉課長（樋口 充君） 県の分が少ないというのは、重度医療の県の補助金のほうが2分の1ということになっておりますので、国よりは金額が低くなっているような状況になっております。

○委員長（五味武彦君） 酒井係長。

○障がい者生活支援係長（酒井厚志君） 先ほど課長が申しましたように、25ページの010身体障害者医療費助成事業が今回1,160万の減額を行います。こちらにつきましては、県の補助事業となりまして、県が2分の1補助をしております。補助率が高いもんですから、この減額の部分として差し引きして、県支出金のほうがマイナスになっているという形になると思います。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで福祉課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、長寿推進課より第3款民生費、第1項社会福祉費について、一括で説明をお願いします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしく願いいたします。

平成28年度一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算説明書24ページ、25ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、016介護保険特別会計繰出金3,305万9,000円の減額につきましては、介護保険特別会計の保険給付等の減額によるものでございます。

次に、017介護サービス特別会計繰出金427万7,000円の増額につきましては、サービス収入減額相当分を保管するため、一般会計の繰出金を増額するものでございます。詳細につきましては、介護保険特別会計、介護サービス特別会計のそれぞれの補正の際に説明させていただきます。

一般会計の長寿推進課にかかわります補正予算については以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで長寿推進課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時09分

○委員長（五味武彦君） 若干時間前ですけれども、会議を再開いたします。

次に、子育て支援課より第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

それでは、子育て支援課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の24ページから27ページまでになります。

それでは、24ページの下段をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。補正前の額4億8,084万9,000円に対しまして333万7,000円を減額補正し、補正後の額を4億7,751万2,000円とするものでございます。財源内訳でございますが、今回の補正につきましては、全て一般財源となりますが、補正以外の事業で目内にこども医療費助成事業がございます。この事業の財源であります歳入予算の地域振興基金繰入金を増額補正に伴い、その他財源を420万9,000円増額するものでございます。

それでは、25ページの説明欄をごらんください。

3節職員手当等及び4節共済費につきましては、説明欄の001児童福祉関係職員費33万3,000円の増額でありまして、内容は人事課の説明のとおりでございます。

次に、010児童福祉諸費367万円の減額につきましては、竜王南保育園解体工事等に伴います入札の差金によるものでございます。

次に、2目児童措置費でございます。補正前の額13億6,631万4,000円に対しまして3,346万5,000円を減額補正し、補正後の額を13億3,284万9,000円とするものでございます。財源内訳でございますが、国県支出金2,810万2,000円の減額になります。その内訳でありまして、国庫支出金2,272万4,000円の減額、県支出金537万8,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。

内容につきましては、001児童手当でありまして、当初見込んだ対象児童に対し、実績数が少なかったことから、支給額につきまして3,346万5,000円を減額するものでございます。

次に、26ページをごらんください。

4目保育所費でございますが、補正前の額22億8,117万8,000円に対しまして4,587万3,000円を増額補正し、補正後の額を23億2,705万1,000円とするものでございます。財源内訳でございますが、国県支出金4,640万6,000円の減額になります。その内訳でありまして、国庫支出金5,060万円の減額、県支出金419万4,000円の増額でございます。その他財源につきましては4,428万8,000円の減額であります。

それでは、補正内容でございますが、27ページをごらんください。

3節職員手当等及び4節共済費につきましては、001保育園関係職員費43万2,000円の増額でありまして、内容は人事課の説明のとおりでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金の2,500万円の減額でございますが、本年度対象となります市内外の保育園及び幼稚園等への対象児童に伴う給付費につきまして、補正をさせていただきます。

続きまして、23節償還金利子及び割引料7,044万1,000円の増額でございますが、平成27年度の給付実績の確定に伴います国及び県へ負担金を返還するための増額でございます。平成27年度から子ども・子育て新制度がスタートしましたが、国の公定価格の一部が年度末まで未確定であったり、また28年度予算につきましても、実績がなく予算計上をしておりましたので、全国の市町村もまた保育園事業者も困惑した1年となりました。

それでは、説明欄をごらんください。

010の市内保育所事業でございますが、市内私立保育園10園の運営費でありまして、返還金と合わせ340万円の増額、011広域保育事業は、市外の公立及び私立保育園の運営費で、返還金と合わせ4,164万9,000円の減額、012特別保育事業は、市内外の私立保育園が行う一時預かり保育や延長保育に対する補助金でありまして、1,500万円の減額であります。013認定こども園等事業は、市内外の認定こども園及び新制度に移行した幼稚園等への運営費であります。従来、文部科学省と厚生労働省とに分かれていた財政支援の仕組みが、新制度で共通化されたものであります。市内では27年度にかおり幼稚園、28年度に青葉幼稚園が認定こども園となり、教育委員会から子育て支援課の管轄となりましたが、国の移行支援により、市外のこども園に移行する幼稚園がふえており、返還と合わせ9,869万円の増額をお願いするものでございます。

次に、5目児童館費でございますが、補正前の額2億2,467万9,000円に対しまして7万6,000円を増額補正し、補正後の額を2億2,475万5,000円とするものでございます。

それでは、補正内容でございますが、27ページをごらんください。

3節職員手当等及び4節共済費につきましては、001児童館関係職員費7万6,000円でありまして、内容につきましては、人事課の説明のとおりでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 25ページの20節ですか、児童手当なんだけれども、3,300万くらい減

額になっているんですけども、最初の見込みと実績というのはどれくらいの差異が、人数的に。

○委員長（五味武彦君） 藤田児童係長。

○児童係長（藤田陽子君） 人数のほうなんですけど、当初は1万325人、延べの人数ですけども見込んでおりましたが、実績見込みとしては1万98人となりまして、227人減と見込みましたので、この補正の内容となりました。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、環境課より第8款土木費、第4項都市計画費及び第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課より28年度一般会計予算における3月補正の内容について説明をさせていただきます。

議案書につきましては27ページになります。補正予算説明書につきましては32ページ、33ページの中段になります。

補正予算説明書により説明をさせていただきます。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費において、補正前の金額11億8,600万円に対し8,441万7,000円の減額補正をし、合計で11億158万3,000円となります。財源については、全て一般財源であります。

このうち環境課が所管します002合併浄化槽事業特別会計において、繰出金27万7,000円の減額補正をするものであります。合併浄化槽事業特別会計における歳入の不足を補うことを目的に、毎年繰り出しを行っております。合併浄化槽事業特別会計における平成27年度決算で、繰越金が当初の見込み額より多くなったため、28年度の歳入での一般会計からの繰出金も少なく済むようになったものであります。

具体的には、合併浄化槽事業特別会計における平成27年度決算の確定により、28年度への繰越金が27万8,000円と確定しました。このため、28年度当初予算については、繰越金を存置で1,000円を計上していましたが、繰越金が27万8,000円となり、差し引き27万7,000円の一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次に、基金の積立関係であります。議案書につきましては、27ページの下段の13款諸支出金になります。補正予算説明書については40ページ、41ページの下段になります。

13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費であります。補正前の金額304万7,000円に対し、補正額4,000円の増額をし、合計で305万1,000円とするものです。財源内訳については、特定財源のうち、その他財産収入として基金運用利子4,000円であります。内容につきましては、25節積立金でありまして、001環境保全基金の積立を4,000円増額するものであります。

以上、審議よろしく申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ないようですので傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で、議案第10号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第10号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）についての討論、採決を行います。

本案について討論はございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第10号の審査を終了いたします。

引き続き、補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。この後行います特別会計審査方法でございますが、全て歳入歳出一括で説明を受け審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

次に、議案第20号 平成28年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） それでは、引き続き合併浄化槽事業特別会計における補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

議案書につきましては67ページからになります。補正予算説明書については171ページからとなります。

補正予算説明書により説明をさせていただきます。

なお、先ほどの一般会計の補正予算について、重複するところがありますので、ご承知おきをお願いします。

まず、歳入でございますが、176ページ、177ページをごらんください。

27年度の決算により繰越金が27万8,000円と確定になりました。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を27万7,000円を増額し、合計で27万8,000円とし、それに伴い4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を27万7,000円減額するものであります。歳入合計としましては2,840万8,000円に変更はございません。

次に、歳出でございます。178ページ、179ページをお願いします。

2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費、補正前の金額2,535万6,000円、補正額ゼロということで金額に変更はありませんが、財源内訳に変更があります。財源更正ということで、一般財源である繰越金を27万7,000円増額し、特定財源のその他として繰入金27万7,000円を減額するものであります。

以上、審議をお願いします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで議案第20号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第20号 平成28年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

これで本委員会に付託されました議案第20号を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第11号 平成28年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、改めまして、国民健康保険特別会計の補正予算につきましてご説明をいたします。

議案集31ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,265万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億6,555万円とするものでございます。

歳入につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書の56、57ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税4,700万円の減額は、被保険者数の減少及び軽減制度の拡充に伴うものでございます。1節から3節までそれぞれ減額をするものとなっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税3,800万円の減額は、退職者利用制度の終了に伴う被保険者数の減少によるものでございます。一般被保険者と同様に、1節から3節までそれぞれの減額をするものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2節過年度分療養給付費等負担金110万6,000円の増額は、過年度分の精算交付でございます。

58、59ページをお願いいたします。

4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金1,000万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

2節過年度分療養給付費等交付金2,923万7,000円の増額は、過年度分の精算交付でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金1億1,053万5,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金31万1,000円の減額は、基金運用利子の決算見込みによるものでございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分39万8,000円の増額は、低所得者に対する保険税軽減額の決算見込みによるものでございます。

60、61ページをお願いいたします。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分206万2,000円の増額は、決算見込みによるものでございます。

10款1項繰越金、2目その他の繰越金3億820万2,000円は、前年度からの繰越金でございます。

11款諸収入、2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金750万円の増額は、決算見込みによるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

62、63ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、003一般管理費52万5,000円の増額の内訳は、郵便料金割引率引き下げに伴う被保険者証郵送料30万円の増額と、第三者行為求償事務手数料22万5,000円の増額でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、003賦課徴収費30万円の減額は、決算見込みによるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は財源更正でございます。

2目001退職被保険者等療養給付費1,725万5,000円の減額は、退職被保険者の減少に伴う減額でございます。

3目一般被保険者療養給付費につきましては財源更正でございます。

64、65ページをお願いいたします。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、それから3款1項1目後期高齢者支援金、6款1項1目介護納付金はそれぞれ財源を更正するものでございます。

9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1億5,968万9,000円の増額の内容につきましては、基金利子積立金31万1,000円の減額並びに前年度繰越金から1億6,000万円を基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 先ほど、一般被保険者の減少に伴って、いわゆる収入等も減ったと説明を受けましたが、当初見込みの数と実際、今現在の被保険者数はどれくらいの減少があったのかお尋ねいたします。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 被保険者数についてですが、年度当初全体では、3月末現在で1万8,501人被保険者の方がいらっしゃいました。これが、2月末現在で1万7,783人ということで、約800人弱の減少となってきております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） 62ページの一般被保険者の給付費ですが、これは財源更正で、支出額には変わらない、予算的には変わらないですが、国県が減って、一般財源が1億円からその分を補填していますけれども、どういう理由でこの国県のほうは減って、人数が減ったからということだと思えますけれども、全部一般の財源で補填するということになりますけれども、全体の給付費は全然減らないという財源更正ですけれども、この辺の見通しというのはこういう形ではよろしいわけ、実際には使うわけですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今のご指摘の財源更正についてとなりますが、決算見込みにおきまして、その他の財源の前期高齢者交付金が減少を見込んでおります。これに対しまして、一般財源のほうでは繰越金を充当をしているという形をとっているわけですが、27年度の

医療費の急増、新型肝炎等の治療薬の新薬の影響ですね、その急増の影響が当初は見込んでいたわけですが、年度の途中で薬価の採算点がございまして、若干引き下げられました。その影響で全体としては今下がってきているという状況となっております。

ただ、そうは言いましても、現実にはまたインフルエンザ等の流行等によりまして、最終的に年度末にはどうしても例年ふえる傾向がございまして、この給付費全体を下げってしまうというのは、現実の給付上怖さがございまして、こういう予算の編成をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほかございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 64、65の9款の基金積立金であります。平成28年度末の基金残高、これでどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今年度、今回ここで1億6,000万円ほどの積み立てをいたしますが、当初予算で1億7,400万円の取り崩しを計上しておりますので、予算どおりにいった場合、約4億9,200万円ほどの残高となっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員の質疑ございますか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第11号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第11号 平成28年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告については、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第11号を終わります。

次に、議案第12号 平成28年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、引き続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正予算につきましてご説明をいたします。

議案集の35ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ447万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,029万5,000円とするものでございます。今回の補正につきましても、主に決算見込みによるものでございます。

それでは歳入につきましてご説明をいたします。

補正予算説明書72、73ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金447万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金の減額138万3,000円及び保険基盤安定繰入金308万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

74、75ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金308万9,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額でございます。

002事務費納付金138万3,000円の減額は、山梨県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の確定に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第12号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第12号 平成28年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告については、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第12号を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

議案第13号 平成28年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、議案第13号 平成28年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案39ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,338万7,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は44億4,969万8,000円とするものでございます。

それでは補正予算説明書の88ページ、89ページをお願いいたします。

まず初めに、歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、5項地域介護福祉空間整備費等補助金、1目地域介護福祉空間整備費等補助金、19節負担金、補助及び交付金の50万4,000円の増額につきましては、高齢者施設等防犯対策強化事業に係る国庫支出金で、交付申請のありました市内介護施設2事業所へ交付をいたします。

なお、限度額は1事業所当たり180万円で、補助率は2分の1であります。残りの2分の1は事業所負担となりますので市の負担はございません。

高齢者施設等防犯対策強化事業の主な内容につきましては、高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、非常通報装置、防犯カメラの設置、外溝等の設置、修繕など、必要な安全対策に要する費用を助成するものであります。

繰越明許資料の説明をさせていただきます。

96ページをお願いいたします。

今回の補正予算に提示を行い、繰越明許事業として、来年度の防犯カメラの設置に対応するための繰越明許費の補正となります。その内容でございますが、高齢者施設等防犯対策強化事業の全額50万4,000円を限度額といたしまして、翌年度に繰り越すものでございます。

それでは、88ページ、89ページにお戻りください、お願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、19節負担金、補助及び交付金の6,500万円の増額につきましては、短期入所、生活介護、訪問介護等のサービス給付費の予算が不足していることから補正するものでございます。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費、19節負担金、補助及び交付金の2億4,000万円の減額につきましては、地域密着型通所介護、グループホーム等のサービス給付費を減額補正するものでございます。

次に、3目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金の7,000万円の減額につきましては、介護老人福祉施設、療養型医療施設等のサービス給付費を減額補正するものでございます。

次に、4目居宅介護サービス計画等給付費、19節負担金、補助及び交付金の1,000万円の減額につきましては、介護保険サービスを提供する際に作成するケアプラン作成料として、居宅介護支援事業所に給付する費用を減額補正するものでございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、2目地域密着型介護予防サービス等給付費、19節負担金、補助及び交付金の2,000万円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が利用する介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス給付費を減額補正するものでございます。

次に、3目介護予防サービス計画等給付費、19節負担金、補助及び交付金の600万円の減額につきましては、介護保険サービスを提供する際に作成するケアプラン作成料として、介護予防支援事業者に給付する費用を減額補正するものでございます。

次に、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金の700万円の増額につきましては、要介護1から要介護5までの要介護認定者が介護サービスを利用した際に支払う1割または2割相当の負担分が上限額を超えた場合に、その超過分を給付する高額介護サービス費の予算が不足することから補正するものでございます。

次に、29ページ、23ページをお願いいたします。

2目高額介護予防サービス費、19節負担金、補助及び交付金の5万円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が、介護予防サービスを利用した際に支払う1割または2割相当の負担分が上限額を超えた場合に、その超過分を給付する高額介護予防サービス費の予算が不足することから補正するものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金の75万円の増額につきましては、市内外で同じ医療保険に加入している要介護1から要介護5の要介護認定者に対し、1年間に支払った医療保険料と介護保険の自己負担額の合計が世帯単位で上限額を超えた場合に、その超過分を給付する高額医療合算介護サービス費の予算が不足することから補正するものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金の872万4,000円の増額につきましては、介護

サービスの予防給付として提供されていた介護予防、訪問介護と介護予防通所介護にかわりまして、今年度から新しい総合事業として実施しております地域支援事業、こちらは訪問型サービス事業と通所型サービス事業の2つになりますけれども、こちらに予算が不足していることから補正するものでございます。

次に、4項その他諸費、1目その他諸費、12節役務費の5万円の増額につきましては、地域支援事業に係る国保連合会審査件数の増加による補正でございます。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備金基金積立金、25節積立金1億8,053万5,000円の増額につきましては、平成27年度からの繰越金、1号被保険者の介護保険料を給付準備基金として積み立てる補正でございます。

以上、歳出総額は8,338万7,000円の減額となります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

説明書の82ページ、83ページをお願いいたします。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料150万1,000円の増額につきましては、地域支援事業、先ほど説明をいたしました新しい総合事業の訪問型サービス事業、通所型サービス事業の増額による第1号被保険者保険料の補正でございます。

2節現年度分普通徴収保険料247万6,000円の増額につきましても、地域支援事業費の増額による補正でございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金4,436万5,000円の減額につきましては、保険料給付費の減額による国庫負担金の補正でございます。

次に、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金、1節現年度地域支援事業交付金218万1,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増額による国庫補助金の補正でございます。

次に、4目地域介護福祉空間整備費等交付金、1節現年度分地域介護福祉空間整備費等交付金50万4,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたしましたとおり、高齢者施設等防犯対策強化事業に係る国庫支出金で、交付申請のありました市内介護施設2事業者へ交付いたします。なお、限度額は1事業所180万円で、補助率は2分の1でございます。残りの2分の1は事業所が負担をいたしますので、市の負担はございません。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分

介護給付費交付金7,791万3,000円の減額につきましては、保険給付費の減額による第2号被保険者負担分の補正でございます。

次に、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金244万3,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増額による第2号被保険者負担分の補正でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金3,512万1,000円の減額につきましては、保険給付費の減額による県負担分の補正でございます。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業、1節現年地域支援事業交付金109万円の増額につきましては、地域支援事業費の増額による県補助金の補正でございます。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金5万9,000円の減額につきましては、給付準備金の預金利子に係る補正でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金3,415万円の減額につきましては、保険給付費の減額による市負担分の補正でございます。

次に、2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金109万1,000円の増額につきましては、地域支援事業費の増額による市負担分の補正でございます。

最後に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金9,693万5,000円の増額につきましては、平成27年度からの繰越金に係る補正でございます。以上、収入の補正総額は8,338万7,000円の減額となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今回の補正は、今年度の決算見込みに基づいて、それぞれ歳入歳出を補正されていると思うんですが、いわゆる介護サービス費が大きく見込みよりも減るということで減額補正をされていますが、これの大きな原因というか要因というのはどういう原因が考えられるでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど、若干説明をさせていただきましたけれども、平成28年度から新しい総合事業ということで事業が大きく変換をしております。要支援1、要支援2の要支援認定者の方につきましては、これまで保険給付で実施をしておりました事業を、地域支援事業ということで、市の裁量によりまして、甲斐市の実情に合った事業を展開していくということになりまして、その給付の見込みがなかなか難しい面がございました。それで、若干給付のほうを多めに予算要求をさせていただいたという経緯がございまして、決算見込みと数字がちょっと離れてしまったという結果でございます。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そういう制度の改正というか、それがあってとのことだという説明ですが、新しく要支援1、2の方が介護予防と地域支援事業という形になったわけですが、本市の場合、訪問介護とか通所介護を受けている方がいると思うんですが、それぞれどのくらいの方がこの支援事業を受けていらっしゃるのか教えてください。

○委員長（五味武彦君） 人数出ますか。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

今年度から地域支援事業ということで、訪問サービスのほうの件数ですけれども、決算見込みの数字になりますけれども、約4,000の方が、人と言うよりは件という形になりますけれども、利用される見込みというふうに考えております。また、通所型サービス、デイサービス等になりますけれども、こちらにつきましては6,000件の数を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 件数ですからちょっとわかりません。これは多分、月で延べ件数だろうと思いますが、お尋ねしますが、要介護1、2で該当者が幾人いて、人数でこのサービスを受けている方がどのくらいいるのか、それはパーセントで言うと、どれくらいのパーセントの方が受けていらっしゃるのか。

○委員長（五味武彦君） 藤原介護予防推進係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 今現在、要支援の認定を持っていて、この事業を受けていらっしゃる方、おおよその人数で179名、それから総合事業として受けていらっしゃる方

が257名程度になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、人数はわかったんですが、いわゆる該当者が何人いて、そのうち合計で400人ぐらいになるとか、何パーセントになるのかということです。いわゆる、この該当になる方が要支援の1と2の方ですよね、その方が幾人いらっしゃって、そのうち受けているのが今言った数で、割れば何人になるかと。

○委員長（五味武彦君） 藤原係長。

○介護予防推進係長（藤原布美君） 支援認定を受けている方383人のうち179人、およそ46.7%になります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今の47%ですか。支援をして、受けたいという人たちに対して100%は受け入れていないというわけですよ。そういうことですね。そうすると、もう少し希望者に対しての考え方はどんなふうになって。私ももうそろそろいかなくちゃいけないですよ、人ごとではないので、やはりこの町に住んでよかったなと思うような介護と、人生の最後ですから豊かに送りたいじゃないですか。やはり、一人ぼっちよりもそういう介護施設というのは非常にいいと思うんです、いろんな人がいて。そしておもしろいし、サービスも個人サービスよりはいいし、やはり受ける方多いと思うんです。そういうことに対してのどのぐらい受託していただいているのかなというのを知りたいです。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたサービスにつきましては、訪問介護とそれから通所介護の2種類でございまして、それ以外に訪問看護ですとか訪問リハビリテーション、それから福祉用具の貸与、それと住宅改修などにつきましては、こちらではなくて今までどおり給付で行っておりますので、あくまでも介護予防サービスの中のホームヘルプとそれからデイサービスの事業について地域支援事業に移りますので、その数が先ほど申しあげた数字となりますので、それ以外の方についてはほかのサービスを利用しているということになります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） そうすると、希望してもなかなか入れないとか、そういうようなこともあるのか。それから、その希望がかなえられているのかどうか、そのあたりは柔軟に対応しているのかなと思うんですけれども。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 今回、説明をさせていただいております地域支援事業につきましては、訪問介護と通所介護につきましては、希望すれば事業所たくさんございますので、ご希望のところにサービスは提供できるというふうに考えております。ただ、施設の場合は数が限られておりますので、グループホームですとかそういったところになりますと、もしかしたら中には定員でちょっとお待ちいただくというようなことも想定はされております。以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほか委員ございますか。

なければ傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第13号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第13号 平成28年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第13号を終わります。

議案の最後になります。

次に、議案第14号 平成28年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続きお願いいたします。

議案第14号 平成28年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案43ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ72万6,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は1,774万6,000円とするものでございます。

それでは補正予算説明書で説明をさせていただきます。

104ページ、105ページをお願いいたします。

こちらも、初めに歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、財源更正をお願いするものでございます。特定財源のうち、サービス収入を428万2,000円減額し、繰入金を427万7,000円、繰越金を5,000円それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、13節委託料119万9,000円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者のケアマネジメント業務を委託介護支援事業所に委託する経費の減額補正でございます。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1項一般会計繰出金47万3,000円の増額につきましては、過年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

102ページ、103ページをお願いいたします。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1項予防給付費収入、1節介護支援サービス計画費収入548万1,000円の減額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者のケアプラン作成業務に係る国保連からの収入の減額補正でございます。

次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金427万7,000円の増額につきましては、人件費の一部に予防給付費収入と一般会計繰入金を財源として充てておりますけれども、予防給付費収入が減額になったことによる財源更正上

の増額補正となっております。

次に、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金47万8,000円は、平成27年度からの繰越金に係る補正でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ないようですから傍聴議員の質疑は終了いたします。

これで議案第14号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第14号 平成28年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第14号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員が退席をいたします。

11時半、再開です。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○委員長（五味武彦君） 時間はちょっと早いですが、皆さんお集まりなので会議を再開いたします。

次に、請願に入ります。

請願第29-1 乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を求める請願書を議題といたします。

紹介議員より請願の内容説明等をお願いいたします。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） お疲れのところ大変ご苦労さまでございます。

ただいま委員長から言われました請願について、要旨それから理由ということで、朗読をもって提案をしたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

要旨といたしましては、少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児ができるよう国が中心となり、法的整備と必要な財源を確保の上、業者等への補助及び支援を行い、乳児用液体ミルクの市場参入を促し、流通の実現を求めるものでございます。

理由といたしましては、我が国では、乳児を対象とした調整粉乳について、乳等省令により規定されているが、乳児を対象とした液体状の調整乳（以下、「乳児用液体ミルク」という。）については個別に規定されていません。そのため、現時点においては、海外で流通している乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されるため、国内での製造等は禁止されていません。

しかし、現行制度において、乳児用液体ミルクを販売する場合は、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持、回復などに適するという特別の用途について表示する健康増進法における特別用途食品として国の許可を受ける必要があります。特別用途食品として「乳児の特別な用途に適する旨」を表示するための表示許可基準は、乳等省令に規定される「乳児用調整粉乳」のみであることから、乳児用液体ミルクについては「乳児の特別な用途に適する旨」を表示し、販売することはできません。

なお、乳児用液体ミルクとは、乳児が母乳を飲めないときに代替的に飲ませる人工乳のう

ち、粉乳ではなく液状のものを指します。そのまま飲むものと濃縮乳があるが、今回は法的整備を希望するそのまま飲むタイプに言及をいたします。乳児用液体ミルクは、欧米では普及しており、スーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、製造者が開発を行わない一因となっているため、乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を国として実現することが必要であると考えております。

そこで、甲斐市議会において、乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を求める意見書を国に対して提出されるよう請願するものであります。

以上でございます。

[「内藤議員、ここの説明をちょっとお願いします、請願者の」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 内藤議員お願いします。

○議員（内藤久歳君） 請願者は山梨県甲斐市大下条816-1、田辺紗希さん、それから甲斐市岩森579-1、小池和子さんでございます。紹介議員は私と山本今朝雄議員でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） これより内容について、紹介議員に対する質疑を行います。
質疑ございますか。

[「私のほうからいいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 先に内藤議員からお願いします。

○議員（内藤久歳君） お手元に資料がお配りしてあると思いますけれども、この一番上にある資料は、その一番上に書いてありますように、1995年4月19日に阪神淡路大震災の折に、すでにこういうミルクが普及することが望ましいんじゃないかというふうな、こういう22年前に出ております。既に22年間の間にこのことに関してなかなか進んでいなかったというのが現状でございまして、いろいろこれを読んでいただきますと、液体ミルクの衛生面とか保存の状況とか色が変わるとか、そういうふうなさまざまな不安的要素もあるようでございますが、この液体ミルクについては欧米のほうではもう既に流通しておりまして、それに対するふぐあいといいますか、問題とかそういうものは聞いておりません。

そんなことが、これを読んでもらえば一番わかると思いますけれども、なおかついろいろな新聞報道についても今流れとして、今新聞の記事をそこに何点かありますけれども、これは必要じゃないかというふうなこと、それから一番必要とすることは災害時に非常に有効的

なものである。

それから、子育て支援ということ、そういうことにもつながることだと思いますし、なおかつ子育て支援の中では、実際私も含めてそうですけれども、子育てのときに授乳をするときに、夜中に起きて赤ちゃんにミルクをやるということは非常に大変な作業であることを経験しております。そういう点において、簡易的にこういうものが国内に流通しておけば、冷蔵庫へ入れておいて、夜ちょっと熱を加えてもらって温めて授乳ができるというふうなことにもつながりますので、そういった部分において、ぜひともこの液体ミルクが国内に流通することを国のほうで働きかけていただいて、なおかつ流通してもらえばいいかなというふうに思います。

それから、一番最後のところに災害対策ということで、もう既に東京都では新年度の29年度予算に111億円の中でも液体ミルクの備品などを取り入れるということで、災害用品として既に備蓄をするというふうな動きもあります。そして、東京都の小池知事もこのことに関しては積極的に進めるべきだというふうな考えを持っておるようでございます。そんなことを含めて、ぜひご理解をいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 委員の質疑ありますか。

山本英俊委員。

○委員（山本英俊君） 内藤議員からこういう説明を受けまして、非常にいいものだというところで、100%賛同したいと思います。ぜひ皆さんもよろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 意見ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 基本的には賛成ですけれども、この資料中に粉より簡単ではかでも便利、国内の開発は数年かかりそうと書いてあります。なぜ、国内の開発が数年もかかるんでしょうかね。このあたりはどうですか。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 正式にはそういうコメントになるかどうかわかりませんが、一応私もこの液体ミルクに関していろいろ調査をしたところ、やはりこの資料の中にもちょっとあってありますけれども、やはりメーカーの採算性の問題、コストがかかると。流通する単価が上がるというふうな部分で、なかなかメーカーも積極的にこのことに取り組まなかつ

たというふうな部分があります。

そうはいつでも、国のほうもこういうことに関して積極的に取り組んでいくということが必要じゃないかという意味合いも含めて、今回この請願を出して、少しでも早く国のほうで。

国のほうの動きとしましては、総務委員会とか国のほうでそういう機関がありまして、検討をして少しずつ前に進んでいますので、近いうちにはそういった液体ミルクの流通に関しては法的整備が整えられるんじゃないかなという期待感を持っていますけれども、国のほうでも動いていることは確かです。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） なかなかいい提案で請願だと思いますけれども、請願の中の記と書いてありまして、衛生面ですが、その中では乳児用液体ミルクは無菌充填されており衛生的だということが出されておりますが、もう一つは資料の中で液体をミルクを買いやすく、政府が議論を始めたという記事があるんですが、その中には液体ミルクの課題として雑菌がふえやすいと書いてあるけれども、今現状どうなんでしょうか、実際は。それがちょっと聞きたいんですが。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） その点については私も専門分野じゃありませんから、何とも言えないんですけども、この流通に関してはやはり欧米諸国でも先進的にやっている、もう22年前に流通していると、先ほども言ったように。それは、日本の技術力、さまざまなそういう部分においては、十分そういう問題はクリアするために準備を進めながら国でも動いていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。ほかご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ質疑を終了いたします。

本請願について、それでは順次各委員の意見を求めます。

金丸副委員長から各自お願いいたします。

○副委員長（金丸幸司君） これについては賛成です。

一つは災害、東日本大震災とかこの間起きた熊本の震災で、非常に避難生活の中に水の確保とか、または粉ミルクだとお湯を沸かさなきゃいけないとそういう手間があるということで、液体ミルクはそういった手間が省けるということで大変喜ばれたということで、あとも

う一つは体の不調とかストレスがあつて母乳が出ないなんていう母親もいて、大変これが重宝されたというふうに伺っております。政府でも調査委員会を立ち上げて、既にこれも先ほど内藤議員がおっしゃったとおり、あとは法的な根拠ですね、進めていくというふうに伺っております。

いずれにしましても、これが普及すれば、例えば育児参加に、おじいちゃん、おばあちゃんも簡単に参入できて、また外出時とかそういうのにも運べるということで、非常に大きいメリットが、普及したことによってメリットがあるんじゃないかというふうに思いますので、私としてはこれに対しては賛成の立場です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員はいかかですか。

○委員（米山 昇君） この請願については採択すべきであると思っております。

理由としては、今金丸副委員長がおっしゃたように、災害時だとか、また外出時だとかは便利ではありますし、いろんな便利なのに省令等で制約があつて現実的に今作れないという状況ですから、これは採択をして、意見書を国へ上げて、後からバックアップして促すということで賛成をするものでございます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員はいかがですか。

○委員（清水正二君） 私も賛成でございます。

この国内流通を実現させるための法的整備をいうことで説いていけば、今外国ではあるということですがけれども、国内の企業もそういった開発をして、国内流通も出て来るかなど。防災というか災害時の支援物資としても非常に友好的な意見ではないかなというふうに思います。賛成でございます。

○委員長（五味武彦君） 改めて山本英俊委員。

○委員（山本英俊君） 二重丸でオッケーです。一秒でも早く上申してください。よろしくお願ひします。

○委員長（五味武彦君） 池神委員はいかがですか。

○委員（池神哲子君） やはり選択の幅が広がるわけですね、粉だけじゃなくて液体もいいという。ですから、消費者が自由に選択ができるわけですから、選択の幅を広げるという意味でも賛成です。

○委員長（五味武彦君） それでは、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 採択、賛成です。終わり。

○委員長（五味武彦君） ここでちょっと暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午前 11時45分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

皆さん採択ということでございますので、採択の方向で進めさせていただきます。

これより請願第29-1 乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を求める請願書について採決をいたします。

本請願は採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会報告については、委員長にご一任願います。

ご苦労さまでした。

しばらく休憩させていただきます。

休憩 午前 11時46分

再開 午前 11時47分

○委員長（五味武彦君） それでは会議を再開いたします。

先ほど採択されました請願は関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書（案）について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 小澤書記。

○書記（小澤裕一君） それでは、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

乳児を対象とした液体状の調整乳の国内流通を実現させるための法的整備を求める意見書。

我が国では、乳児を対象とした調整粉乳について、乳等省令により規定されているが、乳児を対象とした液体状の調整乳（以下、乳児用液体ミルクという。）については個別に規定

されていない。そのため、現時点においては、海外で流通されている乳児用液体ミルクは、乳等省令中の乳飲料に分類されるため、国内での製造等は禁止されていない。

しかし、現行制度において、乳児用液体ミルクを販売する場合は、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康保持・回復などに適するという特別な用途について表示する健康増進法における特別用途食品として国の許可を受ける必要がある。特別用途食品として、「乳児の特別な用途に適する旨」を表示するための表示許可基準は、乳等省令に規定される「乳児用調整粉乳」のみであることから、乳児用液体ミルクについては、「乳児の特別な用途に適する旨」を表示し、販売することはできない。

なお、乳児用液体ミルクとは、乳児が母乳を飲めないときに代替的に飲ませる人工乳のうち、粉乳ではなく液状のものを指す。そのまま飲むものと濃縮乳があるが、今回は法的整備を希望するそのまま飲むタイプに言及する。乳児用液体ミルクは、欧米では普及しており、スーパー等で容易に買えるが、日本では法的根拠の不足ゆえ流通できない状況であり、製造者が開発を行わない一因となっている。

本市議会は国に対し、乳児用液体ミルクの国内流通を実現させるため、下記の事項により強く求めるものである。

記。

1 衛生面。乳児用液体ミルクは無菌充填されており衛生的である。一方、粉ミルクはその製法上無菌ではなく、感染リスクも乳児用液体ミルクより高いため、乳児は粉ミルクより乳児用液体ミルクを推奨したい。

2 災害時の活用。乳児用液体ミルクは無菌充填のため製造から1年ほど常温保存ができ、常温のまま乳児に与えられる。水の調達・沸騰作業なしに乳児がすぐ飲めるため、災害下での活用が期待される。

3 育児支援。日本では現在4割超の家庭において粉ミルクを使用する中、調乳に必要な手順や時間が保護者に負担を強いている。例として、保護者の体調不良時、早期復職に伴う保護者の恒常的な時間不足、外出時の大荷物、双子への頻回調乳等がある。乳児用液体ミルクの普及により粉ミルクと併用でき、ミルク育児を行う家庭の負担軽減が期待される。

提案。少子化対策や女性活躍が叫ばれる中、上述の衛生面・災害時の活用・育児支援により、誰もが安心して育児ができるよう国が中心となり、法的整備と必要な財源を確保の上、業者等への補助及び支援を行い、乳児用液体ミルクの市場参入を促し、流通実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年。山梨県甲斐市議会議長 小浦宗光。

内閣総理大臣 厚生労働大臣宛てとしております。

以上になります。

○委員長（五味武彦君） 事務局より意見書（案）についての説明が終わりました。

この意見書（案）について修正、誤字、脱字等々で添削ですね、修正箇所が皆さんございましたらご意見を伺いたいと思います。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 請願者のほうから出された意見書の（案）があるわけですが、そちらのほうでは宛て先を総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国土交通大臣とこうありますが、国土交通大臣はいかがかと思うんですけども、今回のこちらの（案）は2カ所になっていますが、何かつくるときに根拠があつてのことかな。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員でいいですか。

○議員（内藤久歳君） 私も提出先については、事務局とも意見を伺いながらお話ししたんですけども、当初は最初の案にやっているように多くのところにやったほうがいいと。その中に国土交通というのは、災害があるというふうなことで関係するので国交省もいいんじゃないかなということ。

それから、これにはないんですけども経済産業大臣、それはメーカーがあるのでそういった関係でどうかという、事務局とも協議したんですけども、この請願が他の市でも一、二度出されているというふうなことで、その中に総理大臣と厚生労働大臣ということで、厚生省についてはこの省令という部分であるというんですけども、あとは先ほど言ったように国土交通省あるいは経済産業省それぐらいでいいですか、そういった部分の国が所管する部分において、いろいろな関連があるから、そういうところへも出したほうがいいのかなという感じもありますけれども、その辺についてはご協議をいただいて決められればいいかなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 今、内藤議員から説明がありました。

その2カ所、原案では4つになっているのかな。今度は2つになっていますね。どうでしょうか、具体的に入れたほうがいいのか、意見書（案）でいっちゃうのか、2つでいくのか4つでいくのか、この辺はいかがですか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） 関係があれば出したほうがいいかと思うんですが、先ほど二、三先例があるということですが、そちらはこの2カ所ということだったんですか、もしわかったら。

○委員長（五味武彦君） 事務局お願いします。

○書記（山岡広司君） 意見書ということで2市から提出があったものを見させていただきました。その中で、2市とも内閣総理大臣と厚生労働大臣ということでなっております。

○委員長（五味武彦君） そろえるとすれば2カ所ということなんですが、欲張って4つ出すのも別に問題ないと思うんですが、いかがですか。

幅広くいきますか。

どうぞ、米山委員。

○委員（米山 昇君） 最初の請願者もこの4カ所へ出してほしいということで要望が出ていますから、あえて削らずに4カ所へ出したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 米山委員から今意見ございました。もとの提出者の意見を尊重して4つにやったらどうかという意見がございます。

皆さんいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） それでは内藤議員、4つということで、とりあえず一つのテーマは終わります。

確認します。もとの資料の確認ですが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国土交通大臣とこの4カ所ということにさせていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 特にございませんか。

宛先を4つにするということの変更を受けました。

これで意見書（案）の協議を終了いたします。

賛成委員の皆さんは後ほど意見書への署名をお願いしたいと思います。あとで署名をお願いいたします。

これを持ちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員よりその他、何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 事務局から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

12時ちょっと前です。予定どおりでございます。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分